

学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について
(2021. 08. 02改訂)

令和3年7月31日
北海道教育庁

1 学校運営に係る重点配慮

(1) 学校保健委員会の開催

校長は、学校保健委員会を開催し、学校医や学校薬剤師等と連携強化を図り、改めて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(以下「衛生管理マニュアル」という。)に基づき取組を徹底すること。その際、特に次の事項を徹底すること。

ア 効果的な体温・体調管理ツールを活用した健康観察及び手洗い・マスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底すること。

イ 発熱の有無にかかわらず、当該児童生徒及び同居家族に風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養すること。なお、この場合、欠席扱いとならないことやオンライン等による学びの保障の取組について、当該児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。

ウ 換気の徹底や身体的距離の確保など、集団感染のリスクへの対応を徹底すること。

エ 各教科等、給食等の食事をとる場面、休み時間、登下校等における具体的な感染症対策を徹底すること。

オ 熱中症事故の予防について、「熱中症事故の防止について」(令和3年5月14日付け教健体第216号)を踏まえ、マスクの対応も含めて適切に対応すること。

カ 児童生徒が感染症等について正しく理解し、学校内外を問わず、適切な行動をとることができるよう指導を行うこと。

(ア) 感染症を予防するには、身体全体の抵抗力を高めるため、適度な運動、バランスの取れた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。

(イ) マスクの着用については、顔にフィットしているマスクを選ぶこと。なお、マスクの素材によって効果が異なることに留意するとともに、布マスクは1日1回洗濯をすること。

(ウ) 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、食事の際は飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える、食事後の歓談時にはマスクを着用するなどの対応が必要であること。

(エ) 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと。また、ワクチン接種については、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに十分留意すること。

【参考】

- ・マスクの効果

https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf



- ・マスク着用に関する啓発ビデオ(つけ方)

https://www.youtube.com/watch?v=26MDHomQU#Y&feature=emb_logo



- ・布マスクの洗い方

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>



- ・学校の教室における窓開け換気効率の評価

<https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>



- ・新型コロナウイルス感染症対策としての学校給食等の対応について
<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/corona020526kyusyokutaiou2.pdf>



- ・新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project



(2) 部活動の指導体制の強化

校長は、部活動顧問会議等（「北海道の部活動の在り方に関する方針」4ページ参照）を開催し、次の対策を徹底すること。

ア 部活動前後には、常時マスクを正しく着用し、手指消毒又は手洗いを徹底すること。

イ 部活動中においては、活動に支障がない限りマスクを着用すること。

ウ 部活動終了後に、生徒同士で食事をするのを控えるよう特に指導を徹底すること。

(3) ICTを活用した学びの保障

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、平常時におけるICT活用ルール等にとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、クラウドサービス等を活用した双方向のコミュニケーションにより、健康観察をはじめ、学習課題や授業動画等の配信、オンライン学習を実施すること。特に、小・中学校及び特別支援学校小中学部においては、児童生徒に1人1台端末が整備されたことを踏まえ、端末の持ち帰りを積極的に行うなど、配付された端末を最大限活用すること。

教育局は各学校におけるオンライン学習実施の準備状況を把握し、必要な助言等を行うこと。

2 石狩管内の道立学校における留意事項

【期間：8月2日(月)～8月31日(火)】

(1) 登下校・日課・授業

ア 道立高等学校においては、通勤状況を踏まえ必要な場合は、夏季休業期間であっても時差通学を実施すること。また、夏期講習等は、衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。

イ 道立特別支援学校においては、学校の実情や障がいの状態等に応じた対応について、個別に具体的な検討を行うこと。

ウ 1人でも陽性者が判明した場合は、保健所の疫学調査が終了するまで、学級、学年、学校の臨時休業を幅広く実施し、その間はオンライン学習を実施すること。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年(2020年)2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、食事や入浴等で3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。

(3) 学校行事

ア 集団宿泊的行事(修学旅行や宿泊研修等)は、実施を見合わせる。

イ 感染リスクが高い行事(運動会・体育祭や学校祭等)は、中止又は延期すること。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とする。

(4) 部活動

ア 時間や人数、場所等を厳選し、衛生管理マニュアルや各団体のガイドラインに基づき、感染症対策を徹底した上で、実施すること。これによりがたい場合は、休止すること。また、感染リスクの高い活動は、実施を慎重に検討すること。

イ 健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立すること。

ウ 合宿など泊を伴う活動や他管内における対外試合等は自粛すること。また、各団体のガイドラインに基づかない対外試合等は自粛すること。

エ 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。

オ 大会等への参加については、「大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和3年(2021年)7月31日付け教健体第458号）に基づき、適切に対応すること。

カ 部活動内での感染を防止するため、特に次の点について留意すること。

(ア) 部活動中は、支障のない限りマスクを着用すること。

(イ) 部活動後の会食等を控え、速やかに帰宅すること。

(ウ) 健康観察を徹底するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状等がある場合は、部活動を休み、自宅等で休養すること。

(エ) 更衣室ではできる限り換気に努め、マスクを着用し、会話を控えること。

(オ) 水分補給用のボトルやタオルなどを共有しないこと。

(5) 長期休業期間中の過ごし方

「長期休業期間中の新型コロナウイルス感染症対策について」（令和3年7月9日付け教健体第399号）で配布したリーフレットを活用するなどして、家庭や地域(町内会行事参加時等)での感染症対策の徹底について啓発すること。

3 石狩管内以外の道立学校及び札幌市以外の小・中学校における留意事項

【期間：8月2日(月)～8月31日(火)】

(1) 登下校・日課・授業

ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策の徹底を図ること(長期休業期間中の夏期講習や補充的な学習サポート等を含む。)

イ 1人でも陽性者が判明した場合は、保健所の疫学調査が終了するまで、学級、学年、学校の臨時休業を幅広に実施し、その間はオンライン学習を実施すること。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年(2020年)2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、食事や入浴等で3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。

(3) 学校行事

衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。なお、集団宿泊的行事(修学旅行や宿泊研修)は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など感染が拡大している地域を旅行先や宿泊先としないこと。

(4) 部活動

ア 時間や人数、場所等を厳選し、衛生管理マニュアルや各団体のガイドラインに基づき、感染症対策を徹底した上で、実施すること。これによりがたい場合は、休止すること。また、感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討すること。

イ 健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立すること。

ウ 札幌市内(道立学校は石狩管内)における合宿など泊を伴う活動や対外試合等は、自粛すること。また、各団体のガイドラインに基づかない対外試合等は自粛すること。

エ 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。

オ 大会の参加については、「大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和3年(2021年)7月31日付け教健体第458号）に基づき、適切に対応すること。

カ 部活動内での感染を防止するため、特に次の点について留意すること。

(ア) 部活動中は、支障のない限りマスクを着用すること。

(イ) 部活動前後の会食等は控え、活動終了後速やかに帰宅すること。

(ウ) 健康観察を徹底するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状等がある場合は、部活動を休み、自宅等で休養すること。

(エ) 更衣室ではできる限り換気に努め、マスクを着用し、会話を控えること。

(オ) 水分補給用のボトルやタオルなどを共有しないこと。

(5) 長期休業期間中の過ごし方

「長期休業期間中の新型コロナウイルス感染症対策について」（令和3年7月9日付け教健体第399号）で配布したリーフレットを活用するなどして、家庭や地域(町内会行事参加時等)での感染症対策の徹底について啓発すること。

4 臨時休業等の取扱い

衛生管理マニュアルに基づくとともに、児童生徒等がPCR検査等を受検することとなった場合は、直ちに保護者等から連絡を受ける体制を整え、児童生徒と同居家族の感染状況を速やかに把握し、休業等の措置の準備をすること。受検者が陽性となった場合は、保健衛生部局(保健所等)や教育委員会と連携して、学級、学年及び全校での迅速かつ、幅広い休業等の措置を講じること。その後の保健所の疫学調査を踏まえ、休業等の期間や休業する学級等の範囲を適切に判断すること。なお、休業等の期間の長短にかかわらず、オンライン学習等により学びを保障するとともに、保護者が家庭で児童生徒の監護ができない場合や児童生徒の留守番が困難な場合等は、可能な範囲で学校等に居場所を確保するよう努めること。

また、児童生徒や同居家族の感染状況の把握に当たっては、十分家庭等と連携を図ること。

なお、このことについては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」(令和3年6月4日付け教健体第278号通知)を踏まえ、適切に対応すること。